

平成 30 年第 6 回九戸村農業委員会会議

議 事 録

下記のとおり、平成 30 年 6 回九戸村農業委員会会議を招集した。

- 1 招集の日時 平成 30 年 6 月 20 日 午後 2 時 00 分
- 1 招集の場所 九戸村役場 3 階 第 2 会議室
- 1 出席委員数 10 名
- 1 出席委員の氏名及び議席番号
  - 1 番 委 員 野辺地 吉 夫
  - 2 番 " 平 中 実 博
  - 3 番 " 高 倉 徳 見
  - 4 番 " 城 戸 あき子
  - 5 番 " 山 本 隆 也
  - 6 番 " 七 戸 はるみ
  - 7 番 " 関 口 富貴子
  - 8 番 " 南 信 男
  - 9 番 " 山 地 博
  - 10 番 " 千 葉 一 孝
- 1 出席推進委員数 6 名
- 1 出席推進委員の氏名及び席次番号
  - 11 番 推進委員 斉 藤 誠 一
  - 12 番 " 田 澤 松 雄
  - 13 番 " 松 澤 浩 二
  - 14 番 " 大 崎 善 孝
  - 15 番 " 小井田 重 雄
  - 16 番 " 石 川 弘 志
- 1 欠席委員の氏名及び議席番号 なし
- 1 説明・職務のため出席した者
  - 事務局長 杉 村 幸 久
  - 事務局長補佐 浅 水 涉
  - 主任 大 崎 篤 史

提出議案

報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による届出について」

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」

議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」

議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」

議案第4号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

議長	開会 午後2時～ ただ今から平成30年第6回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中10名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。 議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。 (「異議なし」) 議事録署名委員に5番山本委員と6番七戸委員を、書記には事務局の大崎主任を指名致します。 それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局長補佐 議長	【議案書を読み上げて説明】 報告第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。 (なし) つづきまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
局長補佐 議長	【議案書を読み上げて説明】 議案第1号に説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
3番 局長補佐	譲渡所得、国税はどれくらいでしょうか。 土地の売買なので、長期でこの金額であれば15%です。区分のところは忘れましたが、15%、あと住民税で5%だったかと。
1番 局長補佐	贈与であれば、税はかからないの？ 贈与税の対象にはなりますが、贈与税の控除額が110万円なので●●の農地が110万円内におさまる計算になればいいですが。
議長 局長補佐 議長	相場的にはならないんだな。 このくらいの面積では 아닙니다。 他ございませんか。 (なし) ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

	<p>議案第1号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第2号の説明が終わりました。現地確認につきましては、案件1番は私と大崎推進委員さんで行いましたので、確認結果の報告をお願いします。</p>
局長補佐 議長	
14番	<p>本日10時から●●さんの自宅に集まりまして、確認を行ってきました。現地の確認者として、申請者の●●さん、農業委員会から千葉さんと推進委員の私、事務局から浅水さんと大崎さんの5名で現地確認を行いました。内容的には宅地に囲まれた箇所、北側に村道、東側に●●さんの自宅、●●さんの自宅が隣接されています。南側には●●さんの畑があります。宅地に囲まれています、隣接されている方々の了解もあるということなので、問題ないと判断して参りました。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。案件2番については、城戸委員さんと松澤推進委員さんをお願いしておりますので、確認結果についてご報告頂きたいと思います。</p>
13番	<p>本日10時半から私と城戸さん、事務局から浅水さんと大崎さん、●●さんの代理人の方の5名で現地確認をしてきました。周りが田ですぐ傍を水路が流れているので、水路に影響がないようにということで、お願いをしてきました。他は何も問題はないということで確認してきました。以上です。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番	<p>案件2番ですが、土地改良区の賦課金の対象区になっていませんか。</p>
局長補佐	<p>入っていないので、書類的にはもらっていなかったと思います。</p>
15番	<p>案件2番の現状は田んぼで使っているのではなくて、耕作をしていない状態ですか。</p>
局長補佐	<p>はい。耕作はしていません。</p>
15番	<p>農地転用して●●●●●をやるという案件は記憶がないですが、●●さんと今の案件だけ？</p>
局長補佐	<p>あとは●●さんの案件もありました。</p>
15番	<p>あの人は農地利用としてやっているだろうけど。</p>
局長補佐	<p>永久転用は2件目です。</p>
議長	<p>すごい事業だな。</p>
局長補佐	<p>●●契約は●年だと思えます。●●円の契約だと聞いていました。</p>
15番	<p>かなり下がったな。</p>
局長補佐	<p>下がりました。5年くらい前からすると6割くらいの●●●の価格だそうです。</p>
15番	<p>●●●自体の価格が上がっているの？資材の価格が下がっているの？</p>
局長補佐	<p>資材が下がっています。</p>
14番	<p>これも補助があるの？</p>
局長補佐	<p>ないと思います。</p>
14番	<p>ないの？●●万円超えても？</p>
局長補佐	<p>これはないと思います。家庭用の住宅につけた場合は村で出していますが。</p>

議長	<p>他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり意見なしと決定する事にご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第2号は、原案のとおり意見なしと決定されました。</p>
	<p>つづきまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定により許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p>【議案書を読み上げて説明】</p>
議長	<p>議案第3号の説明が終わりました。現地確認については、案件1番は山地会長職務代理と田澤推進委員にお願いしておりますので、確認結果についてご報告をお願いします。</p>
12番	<p>午前11時頃、現地に行きまして、山地委員と私、事務局から浅水さんと大崎さん、●●さんと●●さんと応援で●●さんがいらっしゃいました。現地を確認したところ、問題ないということで見してきました。以上です。</p>
議長	<p>案件2番は私と大崎推進委員さんで行いましたので、確認結果について大崎さんからお願いします。</p>
14番	<p>午前9時半頃、現地で確認して参りました。●●さんの代理人である行政書士の●●さん、千葉会長と私、事務局から浅水さんと大崎さんの5名で行いました。前回同様問題なしと判断してきました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番	<p>先月の21日、農振除外の申請がありましたが、その申請者がいますが、所有者でなく買う人が申請することになっていますよね。</p>
局長補佐	<p>事業実施する方が除外の申請をしています。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
	<p>ないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項に規定による許可申請に対する意見について」は、原案にとおり意見なしと決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>議案第3号は、原案のとおり意見なしと決定されました。</p>
	<p>つづきまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局説明をお願いします。</p>
局長補佐	<p>【議案書を読み上げて説明】</p>
議長	<p>議案第4号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番	<p>案件4番ですが、●●さんの住所と借りる農地の住所が同じなのですが。</p>
局長補佐	<p>●●さんは●●さんの●●さんなのですが、調べたところ、住所設定の土地が畑になっていました。それも他の方なのですが。これ自体は間違えではないと認識してい</p>

<p>15 番 局長補佐</p>	<p>ます。実際の場所とは違います。 届出を間違えて受理したということ？ 住基上は、存在する土地を届ければ受理しなければならないので、存在しない土地は無効になりますが、この地番がある土地で届出が出ているということです。例えば甲子園球場に住所をかまえるという届出を出したら、西宮市は受付なければならないということです。これ自体は間違いだと思いますが。</p>
<p>15 番 局長補佐</p>	<p>●●くんは分かっているの？ 申請書を届け出た時に、「同じなんだよな」と困っていました。住所変更をして下さいという話はしました。地番の訂正や届出をして下さいと。ただ、銀行口座とか全てがこの住所になっていると思うので、一気に直さないとダメですよという話はしました。</p>
<p>議長 局長補佐</p>	<p>住んでいる所は宅地になっているの？ 宅地はちゃんと宅地になっています。国調は入っていますので、地目は合っているのですが。住所の地番を設定する時に、当時借りていたところのままにしたのだと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>他ございませんか。  (なし)</p>
	<p>ないようですので、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  (異議なし)</p>
	<p>議案第 4 号は、原案のとおり承認されました。</p>
	<p>本日の議案は以上です。</p>
	<p>これを持ちまして、平成 30 年度第 6 回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。</p>
	<p>事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>
	<p>閉会日時 平成 30 年 6 月 20 日 午後 2 時 45 分終了</p>